院外処方箋における疑義照会の簡素化
プロトコールについて

疑義照会とは

薬剤師法第24条（処方せん中の疑義）
薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによって調剤してはならない。

医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進

薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間について、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師などと協働して実施すること。

↓

薬剤師法第23条第2項に規定する調剤変更のための「医師の同意」が得られれば合意されたプロトコールに基づき、疑義照会簡素化プロトコール作成し、電話での確認なく同意を得られたものとして扱うことができる。

医療法人　讃生会　網走記念病院　　疑義照会簡素化プロトコール

1．原則

・先発医療品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に処方変更できない。

・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。

・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を順守した変更とする。
また、安全性・溶解性・体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。

・プロトコールに則り処方変更する場合は、患者様に十分な説明を行い、同意を得た上で処方変更する。

・処方変更した場合は、「お薬手帳」等での情報提供を徹底する。

・疑義照会不要例に「麻薬」に関するものは除く。

2.処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した処方箋と服薬情報提供書を下記のFAXでの連絡をお願い致します。

プロトコールに基づき変更した場合に限らず、通常の疑義照会による変更の場合も同様にFAXでの連絡をお願い致します。

但し、一般名に基づいて調剤した場合及び後発品の変更調剤については全て連絡不要とします。

（お手帳などでの情報提供をお願い致します。）

FAX：医療法人　讃生会　網走記念病院　医事課0152-61-0066

3.疑義照会不要例

不要項目・・・麻薬に関するものは除く

例①　成分名が同一の銘柄変更

▸先発医薬品同士の変更を可能とする。

▸後発品から先発品への変更を可能とする。

▸用法・用量が変わらない場合のみ可能

※価格の面で患者様に十分説明し同意を得ること。

・ｼﾞｬﾇﾋﾞｱ錠50mg⇔ｸﾞﾗｸﾃｨﾌﾞ錠50mg

・ｺﾝｽﾀﾝ錠0.4mg ⇔ ｿﾗﾅｯｸｽ錠0.4mg

例②　内用薬の剤形変更（安定性・利便性の向上のための変更に限る）

▸先発医薬品同士の類似する剤形変更を可能とする。

▸一般名処方から先発への類似する剤形変更を可能とする。

（ア）普通錠・OD錠・ｶﾌﾟｾﾙ剤・丸剤・ｾﾞﾘｰ剤・ﾌｨﾙﾑ剤

（イ）散剤・顆粒剤・再粒剤・末剤・ﾄﾞﾗｲｼﾛｯﾌﾟ剤

（ウ）液剤・ｼﾛｯﾌﾟ剤・ﾄﾞﾗｲｼﾛｯﾌﾟ剤

※銘柄などについては「お薬手帳」による情報提供を徹底すること。

・ネキシウムカプセル20mg　⇔　ネキシウム懸濁用顆粒分包20mg

・アレロックOD錠5mg　⇔　アレロック錠5mg

・【般】ﾌﾞﾛﾁｿﾞﾗﾑOD錠0.25mg　⇒　ﾌﾞﾛﾁｿﾞﾗﾑOD錠0.25mg「ｻﾜｲ」

↘ ﾚﾝﾄﾞﾙﾐﾝ錠0.25mg

↘ ﾚﾝﾄﾞﾙﾐﾝOD錠0.25mg

例③　別規格の薬剤がある場合の処方変更

▸薬物動態を考慮し、安全性・利便性の向上する場合のみ変更可能とする。

▸規格追加も変更可能とする。

▸貼付剤、軟膏剤、クリーム剤の変更は処方量の合計が変わらない場合のみ変更可能とする。

※服用量の調節を支持している場合もあるため患者様からの聞き取りを行うこと。

・アダラートCR錠20mg　2錠　⇔　アダラートCR錠40mg　1錠

・ワーファリン錠1mg　0.5錠　⇔　ワーファリン錠0.5mg　1錠

・ﾜｰﾌｧﾘﾝ錠1mg2.5錠　⇔　ﾜｰﾌｧﾘﾝ錠1mg2錠 + ﾜｰﾌｧﾘﾝ錠0.5mg1錠

・ヒルドイドソフト軟膏25g　2本　⇔　ヒルドイドソフト軟膏50g　1本

・ﾛｷｿﾆﾝﾊﾟｯﾌﾟ100mg4袋　⇔　ﾛｷｿﾆﾝﾃｰﾌﾟ100mg4袋

例④　一包化

▸麻薬に関するものは除く

▸「患者希望」あるいは「一包化によるｱﾄﾞﾋｱﾗﾝｽ向上が見込まれる」上記の理由による一包化調剤は変更可能とする。

※ただし、一包化加算を算定する場合は、患者様に説明し同意を得ること

※※上記以外の理由による一包化希望の場合は、疑義照会すること。

※※※当院の薬と他院の薬を一包化することは不可

例⑤　取り決め範囲内での日数短縮（残薬調整）

▸薬歴上継続処方されたいる処方薬に残薬がある場合の処方日数調整（残薬調整）

▸患者様へ服薬アドヒアランスについて十分に指導を行う。

▸処方日数の短縮に限る

※次回受診日ちょうどではなく、ある程度余裕をもって減数すること。

▸投与日数延長については変更不可。疑義照会」での対応とする。

※患者様の自己申告による日数延長で睡眠薬などの過量調剤を防止するため

・バイアスピリン錠100mg1錠14日分 ⇒ 1日分（次回外来まで十分量残あり）

・インスリン用の針については、次回処方日までに限り数量の増減を変更可能とする。

・明らかなｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ不良により大量の残薬がある場合は、原因も報告し減量する。

例⑥　その他（明らかな用法・日数間違いなど）

▸添付文書上「週1回」「月1回」など明記されている薬剤で明らかなに日数間違いの場合、変更を可能とする。（ﾋﾞｽﾎｽﾎﾈｰﾄ製剤など）

・ﾌｫｻﾏｯｸ錠35mg（週1回製剤）**14日分**　⇒　2日分

・ﾍﾞﾈｯﾄ錠75mg（月1回製剤）**30日分**　⇒　1日分

▸「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与のほかの処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化

ほかの処方が30日分の場合

・　ﾒﾙｶｿﾞｰﾙ錠5mg1錠　1×朝　1日おき**30日分**　⇒　15日分

▸添付文書錠の承認内容と異なる用法の適正化

・ﾎﾞｸﾞﾘﾎﾞｰｽOD錠0.3mg　**毎食前**　⇒　毎食直前

・ｱﾚﾝﾄﾞﾛﾝ酸錠35mg　1日1回**朝食後**　⇒　起床時

※ｱﾄﾞﾋｱﾗﾝｽ向上のため、あえて違う用法に変更していないか必ず確認すること。

▸外用薬の用法が口頭で指示されている場合（処方箋上、用法指示が「医師の指示通り」である）の、用法追記（薬歴上あるいは面談上用法が明確な場合）

・ﾓｰﾗｽﾃｰﾌﾟL40mg**医師の指示通り**　⇒　1日1回　腰

・ｱﾗﾐｽﾄ点鼻用27.5μg噴霧用**適宜**　⇒　適宜1日1回2噴霧

変更調剤のプロトコール対象外について

処方医への疑義照会を必要とする内容

1. 処方日数（数量）を増やす、薬剤を追加する場合

2. 一包化の場合の他剤にあわせてすべてを変更など、用法が変更となる場合
   ・食後　⇒　食直前へ

3. 適応外使用（用法・用量）の確認

4. PPIやビタミン類の長期処方時の確認

5. その他、薬剤師が必要と判断した事項

6. 薬物相互作用や同種同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合の薬剤削除、用法変更

7. 隔日投与コメントがあるが日数が隔日でない場合
   （コメント入力間違いの可能性がある）